

平成19年度会計に係る
定期監査の結果に関する報告書

平成20年11月

島根県監査委員

監 第 1 1 1 号
平成20年11月11日

島 根 県 議 会 議 長
島 根 県 知 事
島根県教育委員会委員長
島根県公安委員会委員長
島根県人事委員会委員長
島根県労働委員会会長

} 様

島根県監査委員 福 間 賢 造
島根県監査委員 大 屋 俊 弘
島根県監査委員 山 崎 悠 雄
島根県監査委員 谷 本 敏

平成19年度会計に係る定期監査の結果に関する報告及び意見について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき平成19年度会計に係る定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

また、同条第10項の規定により組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況の通知については、平成21年9月末日までにしてください。

目 次

一般会計及び特別会計

第1	監査の概要	1
1	監査の対象事務	1
2	監査の実施方法	1
3	監査実施機関	1
4	監査実施期日	1
第2	監査結果の総括	2
1	監査結果の概要	2
2	指摘事項	4
3	指示事項の主なもの	7
(1)	収入関係事務	7
(2)	支出関係事務	7
(3)	契約関係事務	7
(4)	財産関係事務	8

企業会計

第1	監査の概要	11
1	監査の対象事務	11
2	監査の実施方法	11
3	監査実施機関及び実施期日	11
第2	監査結果の総括	12
1	監査結果の概要	12
2	指摘事項	13
3	指示事項の主なもの	13
(1)	収入関係事務	13
(2)	支出関係事務	13
(3)	契約関係事務	14
(4)	財産関係事務	14

一般会計及び特別会計

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成19年度の一般会計及び特別会計に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象機関から選定した機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関

本庁等については76全機関とした。地方機関については原則として隔年で実施することとしているが、今年度の監査対象とした78の地方機関のうち、今年度前半は42機関について監査を実施した。なお、年度後半に監査する予定の36機関については、平成20年度上期分の財務に関する事務を対象として監査を実施することとしている。

区 分	監査対象機関数	今年度監査対象機関数		
			今回監査実施数	今後予定数
本 庁 等	76	76	76	0
地 方 機 関	148	78	42	36
計	224	154	118	36

4 監査実施期日

本 庁 等 平成20年7月18日から8月26日まで(別紙1 9ページのとおり)

地 方 機 関 平成20年6月3日から6月25日まで(別紙2 10ページのとおり)

第2 監査結果の総括

1 監査結果の概要

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、下表のとおり是正、改善を要するものがあった。

指摘事項（※1）は11件であった。各部（局）ごとの指摘事項については第2の2（4ページ）に記載のとおりである。

指示事項（※2）は328件で、支出関係と収入関係が多数を占めている。指示事項のうち主なものは第2の3（7ページ）に記載のとおりである。

（単位：件）

区 分	予算関係	収入関係	支出関係	契約関係	工事関係	財産関係	その他	合 計
指 摘	0	1	4	4	0	2	0	11
指 示	0	106	120	50	2	50	0	328
合 計	0	107	124	54	2	52	0	339

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに、県報掲載により公表する。

指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、その他改善を要すると認められた軽微な事項については、該当する機関に対し口頭で注意した。

指摘、指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- （1）法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- （2）県に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）

(3) 機関の意思決定がされていなかったもの

(4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は、「指摘」として処理する場合があります。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合があります。

2 指摘事項

(1) 政策企画局

指摘事項はなかった。

(2) 総務部

① 出納機関等の出納の処理が適当でないもの

情報公開請求に関する書き損じの場合の領収証書（1件）について、本書、控えともに「書損」と朱書し、領収証書綴りに残しておくこととされているにもかかわらず、その本書が残されていなかった。（総務課）

② 支出事務が適当でないもの

旅費（1名分）の支払いについて、懇談会経費が別途支給されているにもかかわらず、夕食代相当額を控除せず宿泊料の定額が支給されていた。

（消防学校）

(3) 地域振興部

① 物品の廃棄の処理が適当でないもの

小型貨物自動車（1台）について、廃棄処分の伺いはされていたが、会計規則第102条第1項に規定する不用品決定・処分調書が作成されていなかった。

（地域政策課）

(4) 環境生活部

指摘事項はなかった。

(5) 健康福祉部

① 支出事務が適当でないもの

ア 弁理士料に係る源泉徴収所得税の納付（1件）について、法定納付期限後に支払ったために延滞税が発生していた。（健康福祉総務課）

イ 旅費（2名分）の支払いについて、用務地の最寄り駅から用務地までの車賃が別途支給されているにもかかわらず、交通費等の諸雑費である日当が支給されていた。（益田児童相談所）

② 契約事務が適当でないもの

次の契約について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならぬにもかかわらず、徴されていないものがあった。

- ・ 県立高等看護学院教育備品（入浴介護実習モデル）購入契約
（医療対策課）
- ・ 障害者チャレンジショップ「すまいる」備品購入契約（障害者福祉課）
- ・ 本庄工区水質調査における船の借上契約（保健環境科学研究所）

③ 物品の廃棄の処理が適当でないもの

衣類乾燥機（1台）について、廃棄処分の伺いはされていたが、会計規則第102条第1項に規定する不用品決定・処分調書が作成されていないものがあった。

（わかたけ学園）

(6) 農林水産部

指摘事項はなかった。

(7) 商工労働部

① 支出事務が適当でないもの

旅費（1名分）の支払いについて、懇談会経費が別途支給されているにもかかわらず、夕食代相当額を控除せず宿泊料の定額が支給されていた。

（観光振興課）

(8) 土木部

指摘事項はなかった。

(9) 出納局

指摘事項はなかった。

(10) 企業局

指摘事項はなかった。

(11) 議会事務局

指摘事項はなかった。

(12) 教育委員会

② 契約事務が適当でないもの

生物顕微鏡（2台）の購入契約について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。

(吉賀高等学校)

(13) 公安委員会

指摘事項はなかった。

(14) 人事委員会事務局

指摘事項はなかった。

(15) 監査委員事務局

指摘事項はなかった。

(16) 労働委員会事務局

指摘事項はなかった。

3 指示事項の主なもの

(1) 収入関係事務

① 調定事務

使用料、納付金等の収入について、調定する時期が遅延しているものなどがあつた。

② 収納事務

使用料、負担金等の収入について、納入期限までに収入されていないものが多数あつた。

(2) 支出関係事務

① 支出手続

ア 賃金や謝金等の支払いに係る執行伺で、積算根拠が不明確なものなどがあつた。

イ 契約等の支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為票を起票し、出納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、起票が著しく遅延しているものが多数あつた。

② 精算事務

資金前渡金、概算払金の精算手続が遅延しているものがあつた。

③ 支出の諸帳簿

資金前渡整理簿に記載されていないもの、金額や日付が誤っているものなどがあつた。

④ 支出証拠書類等

日々雇用に係る賃金の支払いについて、賃金支給明細書に基づいて行われていたが、所属長による就労証明がされていないものなどがあつた。

(3) 契約関係事務

① 契約方法

業務委託、備品購入等の執行伺で、予定価格の積算根拠が不明確なものがあ

った。

② 契約事務

業務委託契約書、賃貸借契約書等で、会計規則や標準契約書で規定されている基本的な事項の一部（履行遅滞、損害賠償、違約金等）が記載されていないものなどがあった。

(4) 財産関係事務

① 物品の管理

個々の職員が専用している備品の使用責任者は、個々の職員を指定すべきであるにもかかわらず、一括して特定の職員とされているものや、職員の異動に伴う使用責任者の指定の変更がされていないものがあった。

平成19年度会計監査実施機関及び実施期日（本庁等）

〔一般会計及び特別会計〕

区 分	監査実施機関	監査実施期日	区 分	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局 (4)	政策企画監室	平成20年8月20日	商工労働部 (7)	商工政策課	平成20年8月22日
	秘書課	平成20年8月19日		観光振興課	平成20年8月7日
	広聴広報課	平成20年8月21日		しまねブランド推進課	平成20年8月22日
	統計調査課	平成20年8月20日		産業振興課	平成20年8月20日
総務部 (7)	総務課	平成20年8月5日		企業立地課	平成20年8月20日
	人事課	平成20年8月25日		中小企業課	平成20年8月25日
	財政課	平成20年8月25日		雇用政策課	平成20年8月26日
	税務課	平成20年7月31日	土木部 (13)	土木総務課	平成20年8月19日
	管財課	平成20年7月30日		技術管理課	平成20年7月23日
	営繕課	平成20年7月24日		用地対策課	平成20年7月24日
	消防防災課	平成20年7月31日		道路維持課	平成20年7月29日
地域振興部 (5)	地域政策課	平成20年8月21日		道路建設課	平成20年7月30日
	市町村課	平成20年8月19日		高速道路推進課	平成20年7月29日
	情報政策課	平成20年8月20日		河川課	平成20年7月31日
	交通対策課	平成20年8月26日		斐伊川神戸川対策課	平成20年7月30日
	土地資源対策課	平成20年8月21日		港湾空港課	平成20年8月6日
環境生活部 (6)	環境生活総務課	平成20年8月21日		砂防課	平成20年8月7日
	人権同和対策課	平成20年8月5日		都市計画課	平成20年8月7日
	文化国際課	平成20年8月26日		下水道推進課	平成20年7月31日
	自然環境課	平成20年8月26日		建築住宅課	平成20年8月5日
	環境政策課	平成20年8月26日	出納局	平成20年8月21日	
	廃棄物対策課	平成20年8月25日	企業業務局	平成20年7月18日	
健康福祉部 (8)	健康福祉総務課	平成20年8月6日	議会議事事務局	平成20年8月26日	
	地域福祉課	平成20年7月23日	教育委員会 (10)	総務課	平成20年8月7日
	医療対策課	平成20年7月30日		教育施設課	平成20年7月23日
	健康推進課	平成20年7月24日		高校教育課	平成20年7月24日
	高齢者福祉課	平成20年7月30日		全国高校総合文化祭推進室	平成20年7月31日
	青少年家庭課	平成20年7月29日		義務教育課	平成20年7月29日
	障害者福祉課	平成20年8月5日		保健体育課	平成20年7月24日
	薬事衛生課	平成20年8月6日		生涯学習課	平成20年7月31日
農林水産部 (9)	農林水産総務課	平成20年8月7日		人権同和教育課	平成20年8月5日
	農業経営課	平成20年7月23日		文化財課	平成20年8月6日
	農畜産振興課	平成20年7月23日		福利課	平成20年8月6日
	農村整備課	平成20年7月29日	公安委員会	警察本部	平成20年8月21日
	農地整備課	平成20年7月29日	人事委員会事務局	平成20年8月7日	
	林業課	平成20年7月30日	監査委員事務局	平成20年8月20日	
	森林整備課	平成20年7月31日	労働委員会事務局	平成20年8月19日	
	水産課	平成20年8月5日			
	漁港漁場整備課	平成20年8月6日	合計	76機関	

- (注) 1 中小企業課（H19:経営支援課）と雇用政策課（H19:労働政策課）は平成20年度の所属名とした。
2 しまねブランド推進課は商工労働部に記載した。

平成19年度会計監査実施機関及び実施期日（地方機関）

〔一般会計及び特別会計〕

区 分	監査実施機関	監査実施期日	区 分	監査実施機関	監査実施期日
総務部 (5)	隠岐支庁県民局	平成20年6月25日	教育委員会 (15)	高規格道路事務所	平成20年6月 3日
	同 農 林 局	平成20年6月24日		浜田教育事務所	平成20年6月12日
	西部県民センター県央事務所	平成20年6月10日		益田教育事務所	平成20年6月12日
	同 益 田 事 務 所	平成20年6月12日		隠岐教育事務所	平成20年6月25日
	消 防 学 校	平成20年6月17日		生涯学習推進センター	平成20年6月19日
地域振興部	中山間地域研究センター	平成20年6月10日		図 書 館	平成20年6月 4日
環境生活部	芸術文化センター	平成20年6月13日		青 少 年 の 家	平成20年6月 3日
健康福祉部 (6)	雲南保健所	平成20年6月10日		埋蔵文化財調査センター	平成20年6月 3日
	県央保健所	平成20年6月10日		松江北高等学校	平成20年6月 4日
	保健環境科学研究所	平成20年6月 3日		松江工業高等学校	平成20年6月 4日
	出雲児童相談所	平成20年6月 5日		川本高等学校	平成20年6月19日
	益田児童相談所	平成20年6月13日		島根中央高等学校	平成20年6月19日
	わかたけ学園	平成20年6月 4日		吉賀高等学校	平成20年6月13日
	農林水産部 (7)	東部農林振興センター		平成20年6月19日	津和野高等学校
同 出 雲 事 務 所	平成20年6月17日	隠岐高等学校		平成20年6月24日	
西部農林振興センター	平成20年6月12日	隠岐水産高等学校	平成20年6月24日		
同 江津家畜衛生部	平成20年6月17日	公安委員会 (3)	松江警察署	平成20年6月 4日	
畜産技術センター	平成20年6月17日		津和野警察署	平成20年6月13日	
水産技術センター	平成20年6月12日		浦郷警察署	平成20年6月25日	
同 栽 培 漁 業 部	平成20年6月25日				
商工労働部	益田高等技術校	平成20年6月13日			
土木部 (3)	出雲県土整備事務所	平成20年6月 5日			
	益田県土整備事務所	平成20年6月12日	合 計	42機関	

企業会計

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成19年度の企業会計（病院事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計、水道事業会計、宅地造成事業会計）に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象5機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関及び実施期日

監査実施機関	監査実施期日
中央病院	平成20年7月22日
こころの医療センター	平成20年7月22日
企業局本局	平成20年7月18日
企業局東部事務所	平成20年7月18日
企業局西部事務所	平成20年7月18日

第2 監査結果の総括

1 監査結果の概要

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、次表のとおり是正、改善を要するものがあった。

公営企業の指摘事項は1件で、その内容は第2の2（13ページ）に記載のとおりである。

また、指示事項は19件で、収入関係、支出関係、契約関係などであった。指示事項のうち主なものについては第2の3（13ページ）に記載のとおりである。

なお、昨年度に比べると指摘事項は同数で、指示事項は5件の増であった。

(単位:件)

区分	収入関係	支出関係	契約関係	財産関係	合計
指 摘	0	1	0	0	1
	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)
指 示	4	6	6	3	19
	(8)	(3)	(2)	(1)	(14)
合 計	4	7	6	3	20
	(8)	(3)	(3)	(1)	(15)

注) () 内は、昨年度の件数である。

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに、県報掲載により公表する。

指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、その他改善を要すると認められた軽微な事項については、口頭で注意した。

指摘、指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

2 指摘事項

(1) 中央病院

① 支出事務が適当でないもの

旅費（2名分）の支払いについて、用務地で移動する交通費が別途支給されているにもかかわらず、交通費等の諸雑費である日当が支払われていた。

(2) こころの医療センター

指摘事項はなかった。

(3) 企業局本局

指摘事項はなかった。

(4) 企業局東部事務所

指摘事項はなかった。

(5) 企業局西部事務所

指摘事項はなかった。

3 指示事項の主なもの

(1) 収入関係事務

① 調定事務

使用料の収入について、調定する時期が遅延しているものがあつた。

② 未収金

医療費の個人負担分で未収になっているものが多数あつた。

(2) 支出関係事務

① 支出手続

臨時職員等の賃金の決定にあたって、資料の添付が不十分なものがあつた。

(3) 契約関係事務

① 契約方法

物品購入に係る単価契約について、予定価格の積算根拠が不明確なものがあった。

② 契約事務

業務委託契約書で、島根県病院局財務規程や島根県企業局財務規程で規定されている基本的な事項の一部（履行遅滞、違約金、遅延賠償金）が記載されていないものや遅延利息の年利率を誤っているものがあった。

(4) 財産関係事務

① 公有財産の管理

ア 公有財産について、未登記の土地があった。

イ 行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の減免について、減免の理由が不明確なものがあった。